ほりいわお通信１３

平成 29 年 6 月 24 日発行

岩倉市議会議員　堀　巌

最近の活動

子ども食堂

大地町の「岩倉・大地の里の家」で子ども食堂が毎月第３日曜に開かれています。6 月 18 日には、シンガーソングライターとして依頼されていた「子ども食堂の歌」のお披露目をして、皆さんに喜んでいただきました。

遠くに誇る伊吹から　田んぼの水面を滑る風
誰もが感じる　優しさよ　誰もが学べる　尊さよ
食べ物つくる大切さ　食べることの大切さ
笑顔で満ち道　ぼくら大地の子ども食堂
稲穂の先から跳ね返る　輝く光に満ちた空
誰もが感じる　暖かさ　誰もが学べる　幸せよ
自然が育む大切さ　生きることの大切さ
笑顔で満ち道　ぼくら大地の子ども食堂

ラジオ体操

大地町の史跡公園で毎朝行われるラジオ体操会に参加しています。早起きして体を動かすと１日が有効に、そして快適に過ごせます。皆さんも参加してください。

デイサービスセンターの慰問

６月はかみのクリニックさんへ出かけ、さわやか音楽会を開催しました。

７月 11 日には、そよ風さん、18 日には一期一会さんで開催する予定です。

6 月定例会の報告

☆請願審議

市民からの「**土岐市核融合科学研究所における重水素実験に関する請願**」（私が紹介議員となり、5 月 25 日に現地視察に出かけています）については、継続審査となっていました。

1回目の総務委員会（7人）では、趣旨採択（全面的な採択はできないが、趣旨は理解できる）すべきだという複数の議員の提案に対し、1名の議員が理由も述べず、趣旨採択に反対したため、後日、委員会を持ち直すことになりました。2回目の委員会でも、その議員が対案を示すことなく、無駄な時間を取りましが、結局、趣旨採択となりました。

請願内容の要旨
① 市民に対し、この実験が確実に安全であることの証明を求めること。
② この施設が重大事故を起こしたとき、岩倉市民が受ける影響を明らかにすること。
③ 岩倉市民に対しての防災マニュアルを整備すること

☆議案審議

昨年度の情報公開の状況報告がありました。私は、公開すべき文書を非公開にしていた案件に気づき、間違っていると指摘しました（詳細はブログに掲載）。

☆一般質問「食と農について」

つい最近まで、３人に１人ががんになると言われていたのに、今では、２人に１人ががんになる時代だといいます。このままでは、今の子どもたちが大人になったとき、どのようになるのか。そして、それを食い止めるには、食や環境の改善が最も重要であるという強い思いからこのテーマを選びました。子ども食堂を開いている「岩倉大地里の家」の五十嵐先生（愛知江南短大名誉教授・元愛知県栄養士会名誉会長）のご指導・ご助言も大いに参考になりました。

Ⅰ　新学校給食センターのオープンに当たり、アレルギー対応がなぜ遅れた！

（問）４年も前から、民間委託の根拠としてアレルギー対応のノウハウがあることを含め、議会でも議論していたのに、どこで躓（つまず）いたのか。

（答）愛知県の「学校における食物アレルギー対応の手引き」が 28 年 2 月に策定された。それを待って本市の手引きを策定した（平成 29 年２月）ことで遅れた。平成 29 年 9 月からの提

供に向けて進めている。

（意見）アレルギー問題は、新しいものではない。平成20年には、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインなどが示され、愛知県でも、平成22年３月に「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」が作成されている。

民間委託のメリットというならば、間に合わせるのが筋だ。

Ⅱ有機農業に関する施策をなぜ推進しないのか

（問）「有機農業」とは、法律で「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。

法律は平成18年に施行されているが、平成25年８月に農林水産省が出した「有機農業の現状と課題」という資料では、「農業者の49%は条件が整えば有機農業に取り組みたいと考えている。」「消費者の有機農産物の購入に対する意識については、すでに購入している人が44%、一定の条件がそろえば購入したい人が55%」というニーズも出ている。部長は、この資料を目にしているか。

（答）市が先頭に立って推進していく段階ではないと考えている。資料は見ていない。

（問）岩倉市にも有機農業に取り組んでいる農業者の方はいる。また、平成26年の農林水産大臣名の「有機農業の推進に関する基本的な方針」では、第１番目に「農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進」とある。なぜ、補助するなどの施策をしないのか。

（答）有機農業のニーズとしては、農業を生業（なりわい）として行うというよりは、農に触れる体験をしたい、家庭菜園でやってみたいという声が主流だと思っているので、行政としてのアプローチはしていない。JA愛知北では、自然栽培の講座などが開催されているので、もし、本市においてそういうニーズがあれば、応えられるようにしていきたい。

（問）私の話を聞いていないのか。ニーズはあるという統計が出ているではないか。当然、実際に事業を進めるにはJAの協力が必要だが、政策を考え、引っ張っていくのはJAではなく行政だ。

（問）田畑のあぜ道の雑草について、除草剤を使わず、幸田町のように、まちを挙げて焼却することはできないか。

（答）農家の方が行われる野焼きは、法律上は認められていると解釈している。よって、消防などを配置してイベント的に行うのは、岩倉でも可能だと思う。ただし、農家の方が勝手に燃やすのは、煙が出て苦情が入るので自粛して欲しいと思う。

Ⅲ都市農業振興基本法に基づく施策はどのようになっているのか。

（問）この法律は、平成27年に成立した。その背景には、東日本大震災があり、防災及び食の危機管理などの観点から都市農地を保全すべきだという声が広がったことにある。

法律に基づく計画は、策定しないのか。

（答）策定する予定はない。

Ⅳなぜ岩倉市農業ビジョンを改定しないのか。

（問）新たな法律が施行され、“市もそれに基づいて計画の策定に努める”とあるが、なされていない。平成８年当時、私が商工農政課時代に策定に取り組ませてもらった「岩倉市農業ビジョン」は、農業の基本計画に当たる。新たな法律に対応する計画を盛り込んで、刷新するべきだ。

（答）担い手の育成であるとか、農業機械の共有化など、まだアプローチできていないものもあるので、継続してやっていきたい。平成25年度には、「人・農地プラン」も作ったので、そちらの方で農業振興をしていきたい。

（意見）「人・農地プラン」は、インターネットで見たが、ペラ１枚のものではないか。それに、農地中間管理事業の推進に関する法律の関連の計画である。基本計画を20年も放置することなどあり得ない。再考を促す。

ご意見は、hollyfxst@hotmail.com へ

iwahohori.net （ブログ）もご覧ください。